

平成27年9月18日に第4次社会資本整備重点計画が閣議決定
【計画期間：平成27年度～平成32年度】

計画には「全国レベルの計画である本重点計画に基づき、各地方の特性に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、国が地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定する。」旨が記載。

策定にあたっては、各地方において、地方公共団体や地方経済会、有識者等と意見交換を行い社会資本整備の重点事項等について検討。



「地方重点計画」の策定に向けて、地域の現状・課題、今後のあるべき姿を踏まえながら、東北ブロックの社会資本整備において、**重要となる視点や重点を置くべき施策**について、助言を頂く場。

(今後の予定)

第1回懇談会：平成27年9月24日(木)

第2回懇談会：平成27年11月